

介護認定審査会委員からの意見

- 意見聴取時期 平成 30 年 4 月
- 意見提出者数 49 名（全 77 名） 回収率 63.6%

【提出された意見】

質問事項 1 介護認定審査会における審査の簡素化について

（認定調査等の内容が長期に渡り状態が変化していない者について、二次判定の手続きを簡素化する）

- ・異議なし（21 名）
- ・（予習結果等）委員の意見が一致していれば決定でよいと思う（一目表記されるとよい）（14 名）
- ・資料の確認後、意見がなければ二次判定の決定とする（9 名）
- ・状態安定者（要介護 5 等）は二次判定の決定としてもよい（2 名）
- ・一次判定が全員一致した場合、議論は不要だが、有効期限のみは議論して決める（多いかわからないが、不服申し立て時の対応として）
- ・調査書（特記事項）の書き方により、受け止め方にも差が出てくるので、意見交換は大切だと思う（重複意見 3 名）

〈以下の意見は条件付けして簡素化する〉

- ・コンピューター判定結果が要支援 2 / 要介護 1 の者については、状態の安定性に関わらず簡素化しないこととする（重複意見 5 名）
- ・条件⑤の状態安定性判定ロジックの「安定」「不安定」の正確性が怪しいときがあるので、ここは合致しなくてもよいかと思う
- ・一次判定の確認は必要（認定調査のチェックと特記事項の整合性）
- ・2・3・4 群の内容によっては、介護の手間が発生するため、簡素化を行うことは難しい。

質問事項2 更新認定の有効期間の延長について

(認定有効期間の上限を36か月に延長する)

- 異議なし(16名)
- (改善する場合を含め)36か月も、今の状態が続かないと思うときは短くする(8名)
- 区分変更を利用すればよいので、審査時点で変化がないと思われれば、実施すればよいと思う(7名)
- 状態が安定(要介護4・5等)しているのならば、上限36か月でもよいと思われる(4名)
- 全ての介護度に対して36か月というのは少し長すぎる感じがしますが、要介護4・5でもう変化の見込みがない状態である場合はよいと思います。漫然と36か月過ごすのではなく、変化があれば変更申請をかけるようにしてほしい。
- 更新申請で前回と介護度が変わらない場合、36か月にすればよいと思う(3名)
- 36か月状態が変わらない人は重介護の一部の人に限られると思われる
- 生活環境、年齢、症状により可能と思われるとき、36か月の延長を考える
- 前回の有効期間を加味して24か月なら36か月に延長可、12か月なら24か36か月に延長
- 認定有効期間は現在も原則はあっても適宜決められているので、それでよい
- 36か月にできる場合の条件があれば示して欲しい

- 軽度変更の場合、36か月だと余分なサービスを受けることにならないか？区分変更が出しにくい
- 36か月変化がない確率はどの程度なのか？対象者の割合が多ければ有効かと思うが、変化があるのが認定対象者かと思われる為、上限24か月でよい気はする
- 予測がつかない、判断できない状況が多くあるため36か月にする事例は多くないと考える
- 独居で認知症状(4群あり、3群なし)軽度ありのときは、配慮する
- 開示の時の対応などはどうするのか？議事録の内容で何も議論がないということに不満や不信に思わないか気になる